

## 改正の概要

・ 山口市現場代理人等取扱要領 (No.61)

### 1 建設業法施行令の改正に伴うもの (令和6年政令第366号)

主任技術者等の現場専任が必須となる工事

【旧】 請負金額4,000万円 (建築一式工事は8,000万円) 以上

【新】 請負金額4,500万円 (建築一式工事は9,000万円) 以上

### 2 施行期日

令和7年2月1日

新旧対照表

山口市現場代理人等取扱要領 (No.61)

新	旧
<p>(兼務)</p> <p>第4条 受注者は、第1号の個別要件のいずれかを満たすとともに、第2号の共通要件の全てを満たす場合は、市発注工事の現場代理人と別の工事（市発注工事を含む。）の現場代理人又は主任技術者とを兼務させることができる。兼務する工事について、この条及び次条中、現に配置されている工事を「先行工事」といい、新たに兼務して配置しようとする工事を「後行工事」という。</p> <p>(1) 個別要件</p> <p>ア及びイ 省略</p> <p>ウ 次の要件をいずれも満たす場合</p> <p>(ア) 兼務する工事契約が3件以内であること。</p> <p>(イ) それぞれの契約金額が<b>4, 500万円</b>（建築一式工事は<b>9, 000万円</b>）未満であること。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(兼務)</p> <p>第4条 受注者は、第1号の個別要件のいずれかを満たすとともに、第2号の共通要件の全てを満たす場合は、市発注工事の現場代理人と別の工事（市発注工事を含む。）の現場代理人又は主任技術者とを兼務させることができる。兼務する工事について、この条及び次条中、現に配置されている工事を「先行工事」といい、新たに兼務して配置しようとする工事を「後行工事」という。</p> <p>(1) 個別要件</p> <p>ア及びイ 省略</p> <p>ウ 次の要件をいずれも満たす場合</p> <p>(ア) 兼務する工事契約が3件以内であること。</p> <p>(イ) それぞれの契約金額が<b>4, 000万円</b>（建築一式工事は<b>8, 000万円</b>）未満であること。</p> <p>(2) 省略</p>

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。